

最高裁秘書第229号

令和6年2月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書開示通知書

令和3年11月23日付け（同月24日受付、第030728号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「チームズ及びポータルサイトのアクセス可能期間について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより司法修習運営上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載

された日付) の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)

チームズ及びポータルサイトのアクセス可能期間について

担当部署*

企画係

発出日

2022/07/22

周知対象*

[REDACTED]

タイトル*

チームズ及びポータルサイトのアクセス可能期間について

連絡事項本文

75期修習生の皆さんが司法研修所のチームズ及びポータルサイトにアクセスできる期間は、【令和4年12月7日まで】となりましたので、お知らせします。

同日までは、ポータルサイトに掲載された講義動画の視聴や、修習生同士でのチームズの利用が可能ですので、活用してください。

なお、「オンライン修習の手引」に記載されているセキュリティ通知や留意事項で定められたルールを遵守した上で利用するようしてください。

表示数を減らす

〆切日・実施日

ここに値を入力

リンクの有無*

リンクなし